

令和6年度 瀬戸市保育所入所選考基準指数表

番号	区分	入所月時点の保護者状況（同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合）		入所 指数	順位	
		細 目				
1	居宅外労働	外勤・自営	正規社員・中心者	昼間1月150時間以上かつ月16日以上就労を常態（参考：1日7時間・週5日相当）	10	3
				昼間1月130時間以上かつ月16日以上就労を常態（参考：1日6時間・週5日相当）	9	
				昼間1月110時間以上かつ月16日以上就労を常態（参考：1日5時間・週5日相当）	8	
			パート・協力者	昼間1月150時間以上かつ月16日以上就労を常態（参考：1日7時間・週5日相当）	8	
				昼間1月130時間以上かつ月16日以上就労を常態（参考：1日6時間・週5日相当）	7	
				昼間1月110時間以上かつ月16日以上就労を常態（参考：1日5時間・週5日相当）	6	
		その他	昼間1日4時間以上、1月80時間以上かつ月16日以上就労を常態（参考：1日4時間・週5日相当）	5		
			夜間1日4時間以上、1月80時間以上かつ月16日以上就労を常態（参考：1日4時間・週5日相当）	4		
			自営（中心者・協力者）又は親族経営先でのパート勤務で添付書類（確定申告書等）がない場合 上記のほか、実働が昼間又は夜間1月60時間を満たし保育が必要と認められる場合	3 3		
		農林業等	中心者・協力者	50a以上の農地で農業に従事する場合又は畜産業若しくは林業に従事する場合	6	
				30a以上50a未満の農地で農業に従事する場合	5	
				20a以上30a未満の農地で農業に従事する場合	4	
農林業等で生計をたてている又は生計の一部としていることが認められる場合	4					
2	居宅内労働	在宅・自営	正規社員・中心者	昼間1月150時間以上かつ月16日以上就労を常態（参考：1日7時間・週5日相当）	10	4
				昼間1月130時間以上かつ月16日以上就労を常態（参考：1日6時間・週5日相当）	9	
				昼間1月110時間以上かつ月16日以上就労を常態（参考：1日5時間・週5日相当）	8	
			パート・協力者	昼間1月150時間以上かつ月16日以上就労を常態（参考：1日7時間・週5日相当）	7	
				昼間1月130時間以上かつ月16日以上就労を常態（参考：1日6時間・週5日相当）	6	
				昼間1月110時間以上かつ月16日以上就労を常態（参考：1日5時間・週5日相当）	5	
		その他	昼間1日4時間以上、1月80時間以上かつ月16日以上就労を常態（参考：1日4時間・週5日相当）	4		
			自営（中心者・協力者）又は親族経営先でのパート勤務で添付書類（確定申告書等）がない場合 上記のほか、実働が昼間又は夜間1月60時間を満たし保育が必要と認められる場合	2 2		
		内職	実働が昼間又は夜間1月60時間を満たし保育が必要と認められる場合		2	
			実働が昼間又は夜間1月60時間を満たし保育が必要と認められる場合		2	
3	出 産	出産の前後で、休養を要するため保育できない場合		7	5	
4	疾病等	入院	1か月以上を要する場合（児童入院による保護者の同伴入院を含む）		10	
			1か月以上入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合		10	
		居宅内	1か月以上通院加療を行い、常時安静が必要な場合又は精神障害者保健福祉手帳1・2級の認定を受け、常時安静が必要な場合		8	
			一般療養		6	
			障害者	身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A判定の交付を受けていて、保育が常時困難な場合		10
				身体障害者手帳3級又は療育手帳B判定の交付を受けていて、保育が困難な場合		8
身体障害者手帳4級以下又は療育手帳C判定の交付を受けていて、保育が困難な場合		6				
5	介護等	病気等付添	月15日以上の付添		8	
			寝たきり者（要介護4・5）又は体幹機能障害による身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定若しくは精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けた障害者の常時介護等が必要な場合		8	
		自宅療養	上記以外で介護等と認められる場合		6	
上記以外で介護等と認められる場合			6			
6	緊 急	災害の復旧にあたっている場合		10	1	
7	その他	就学・技能取得のため保育にあたれない場合（自動車教習所・通信教育は不可）		6	7	
		育児休業中の保育所の利用（3歳児以上に限る）		2	8	
		求職活動のため昼間の外出を常態		2	9	
		上記に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合		2	10	

- ・昼間の時間帯とは、就労時間の一部又は全部が午前8時から午後4時までの間にあることをいいます。
- ・夜間の時間帯とは、就労時間の一部又は全部が午前2時から午前4時までの間にあることをいいます。
- ・家族営業的法人は、自営とみなします。
- ・虐待やDVのおそれがある等、社会的擁護が必要な場合は別途判断します。

調整指数

番号	状況	指数	番号	状況	指数		
1	生活保護世帯	+2	10	在園児（転園児は除く）と同じ園を兄弟姉妹が希望する場合	+3		
2	母子又は父子世帯	祖父母同居あり	+2	兄弟姉妹で同時に入所申請を行い、内1人が入所可能で、もう1人が同じ園を希望する場合	+3		
		祖父母同居なし	+3				
3	正社員以外の居宅外労働の外勤で、社会保険の被保険者の場合（1月130時間以上の就労を常態）	+2	12	多胎児童の同時申請で同一園を希望する場合	+1		
4	市内認可保育施設からの転園希望（4月入所のみ）	+1	13	就労時間・日数等の変更（母子又は父子世帯は除く）、実績不足	-1		
5	市内認可保育施設卒園による転園（小規模・事業所内保育施設含む）	入所指数8点以上	+3	14	就労予定者（母子又は父子世帯は除く）	親族経営以外	-2
		その他	+2			親族経営	-3
6	認可外保育施設卒園による転園（在籍証明書が必要）	+1	15	期限後申込（4月入所のみ）	-2		
7	産休・育休明け	+1	16	子どもの発達を保障する観点から明らかに保育が必要であると市が認める場合	+3		
8	育児休業取得により認可保育施設を0・1歳児に退所していた場合（退所施設に再度入所希望かつ退所時の就労先に復帰する場合のみ）	+1		17	保育料又は給食費に未納がある場合	分納誓約書がある場合	-4
		+1				分納誓約書がない場合	-5
9	同居の祖父母（65歳未満）が保育できる場合	-2	18	被介護者が施設に入所・通所している場合（介護等区分の場合のみ）	-2		

- ・同一世帯の中で最も合計指数の低い人で判定を行います。
- ・2つ以上の区分（就労と疾病等）に該当する人は、指数の高い方で判定を行います。
- ・正規社員と自営業の中心者とは健康保険等被保険者に限ります。
- ・全園の希望者の中で、指数の高い人から決定します。
- ・同点の場合は優先順位により決定し、優先順位も同じ場合は①希望園、②母子世帯（第3子以降）優先、③抽選番号により決定します。
- ・就労予定者として調整指数により調整した結果、合計指数が2点を下回る場合は、合計指数を2点とみなします。
- ・書類が不備の場合は、入所指数2点、順位10位となります。
- ・障がい児保育については、指数に基づく他、保育体制を考慮し判定を行います。
- ・待機児童解消に向けての国の緊急施策により、瀬戸市の保育従事者について調整指数の加算をする場合があります。（希望園を限定している場合は対象外）